

医師の働き方改革を実践しています

厚生労働省では、「医師の働き方改革」として医師の負担軽減、長時間労働の短縮に向けた取り組みを推進しております。当院におきましては「医師の働き方改革」の一環として、以下の対応を実施しています。

【医師の負担軽減のための当院の取り組みの一例】

（医師業務）

- 医師の増員(非常勤医師)による勤務医の負担軽減
- 女性医師が働きやすい環境づくり
- 医師事務作業補助者の配置
- 医師の当直の管理
- 他職種による役割分担の推進
- 医師の勤務時間管理

（各部門補助業務）

- 看護師への一部タスクシフト(事前検査の説明、採血、特定行為の代行等)
- 薬剤師への一部タスクシフト(医薬品の説明等)
- 放射線技師への一部タスクシフト(読影支援の実施等)
- 臨床工学技士への一部タスクシフト(心臓カテーテル検査・治療の補助業務等)
- 医師事務作業補助者への一部タスクシフト(診断書等の文章作成補助作業・電子カルテの代理入力等)

【お願い】

医師の病状説明の面談は**勤務時間内(平日8:30～17:15)**の間をお願い致します。

当院では、医師を含めてすべての職員が心身の健康を維持しながら生き生きと医療に従事できる状況を実現し、より良い質の医療を提供できるよう努力して参ります。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

